

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正..... (法制文書課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療業務課)	1
○土地改良区の役員の就任の届出..... (農業施設管理課)	2
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	2

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	2
----------------------	---

道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	3
----------------------	---

道公安委員会規則

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	5
--------------------------------------	---

道警察本部告示

○違反者講習実施規程の一部を改正する規程.....	6
○原付講習実施規程の一部を改正する規程.....	6
○更新時講習実施規程の一部を改正する規程.....	7
○高齢者講習実施規程の一部を改正する規程.....	7
○取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程.....	17
○停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程.....	18
○特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程.....	18

告 示

北海道告示第595号

平成20年北海道告示第752号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成24年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

「財団法人北海道農業開発公社（昭和45年6月1日に財団法人北海道農業開発公社という

名称で設立された法人をいう。）」を削り、「財団法人北海道地域活動振興協会」を「公益財団法人北海道地域活動振興協会」に、「財団法人北海道中小企業総合支援センター」を「公益財団法人北海道中小企業総合支援センター」に、「財団法人北海道森林整備公社」を「一般財団法人北海道森林整備公社」に、「財団法人新千歳空港周辺環境整備財団」を「公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団」に改め、「財団法人北海道環境財団（平成9年4月1日に財団法人北海道環境財団という名称で設立された法人をいう。）」を削る。

北海道告示第596号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成24年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項 J R札幌病院の事項及び J A北海道厚生連札幌厚生病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改め、同項医療法人医仁会中村記念病院の事項中「医療法人医仁会中村記念病院」を「社会医療法人医仁会中村記念病院」に改め、同項医療法人菊郷会札幌センチュリー病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改め、同項医療法人徳洲会札幌徳洲会病院の事項を削り、同項医療法人医仁会中村記念南病院の事項中「医療法人医仁会中村記念南病院」を「社会医療法人医仁会中村記念南病院」に、「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改め、同項医療法人社団翔嶺館新札幌聖陵ホスピタルの事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改め、同項中

「札幌社会保険総合病院 札幌市厚別区厚別中央2条6丁目2番1号」を
「札幌社会保険総合病院 札幌市厚別区厚別中央2条6丁目2番1号」に改め、
医療法人徳洲会札幌徳洲会病院 札幌市厚別区大谷地東1丁目1番1号」

同項医療法人新さっぽろ脳神経外科病院の事項及び医療法人秀友会札幌秀友会病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

函館市の項市立函館病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

小樽市の項医療法人ひまわり会札幌病院の事項及び小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

旭川市の項 J A北海道厚生連旭川厚生病院の事項及び道北勤医協一条通病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

北見市の項小林病院の事項及び社会医療法人明生会道東脳神経外科病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

網走市の項社会医療法人明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院の事項及び医療法人社団朗愛会こが病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

苫小牧市の項苫小牧市立病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。
登別市の項中「財団法人厚生年金事業振興団登別厚生年金病院」を「登別厚生年金病院」に、「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

恵庭市の項医療法人浩仁会恵庭第一病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

美深町の項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

礼文町の項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

小清水町の項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

湧別町の項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

洞爺湖町の項医療法人社団洞仁会洞爺温泉病院の事項中「平成24. 9. 30」を「平成27. 9. 30」に改める。

北海道告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊達土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成24年10月2日

				北海道知事 高橋 はるみ
就任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所
平成24. 9. 4	監事	遠藤 活典	伊達市上長和町197番地	

北海道告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年9月21日、空知川上流土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

総合振興局告示及び 振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第117号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年10月2日

北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
牽引式リール巻取散水機 9台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年3月28日
- (4) 納入場所 北海道オホーツク総合振興局長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、アフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年10月2日から同月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

- (2) 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7

条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課)

(2) 入札日時 平成24年10月29日 午後1時30分(送付による場合は、同月26日までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成24年6月8日付け北海道オホーツク総合振興局告示第66号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課の入札ホームページ(<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Trailer-type Reel Irrigator 9set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 29, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than October 26, 2012)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0608

道教育庁後志教育局告示

北海道教育庁後志教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年10月2日

北海道教育庁後志教育局長 菅原行彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量

ア	A重油その1	(小樽潮陵高校、小樽商業高校納入分)	164,700リットル
イ	A重油その2	(小樽桜陽高校、小樽工業高校納入分)	187,400リットル
ウ	A重油その3	(余市紅志高校納入分)	69,700リットル
エ	A重油その4	(倶知安高校、倶知安農業高校納入分)	95,100リットル
オ	A重油その5	(共和高校納入分)	30,400リットル
カ	A重油その6	(岩内高校納入分)	40,700リットル
キ	A重油その7	(蘭越高校納入分)	25,700リットル
ク	A重油その8	(寿都高校納入分)	36,700リットル
ケ	A重油その9	(余市養護学校しりべし学園分校納入分)	15,500リットル

アからケまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号

(3) 契約期間 契約締結の日から平成25年4月30日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格(暖房用燃料)を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年10月2日（火）から同月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局2階講堂（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)ア及びイ 平成24年10月29日（月）午前9時30分

イ 1の(1)ウ 平成24年10月29日（月）午前11時

ウ 1の(1)エからカまで 平成24年10月29日（月）午後1時30分

エ 1の(1)キからケまで 平成24年10月29日（月）午後3時

（送付による場合は、同月26日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成24年2月17日付け北海道教育庁後志教育局告示第6号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局ホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class 1, No2) 164,700 liter

b Fuel oil A (JIS class 1, No2) 187,400 liter

c Fuel oil A (JIS class 1, No2) 69,700 liter

d Fuel oil A (JIS class 1, No2) 95,100 liter

e Fuel oil A (JIS class 1, No2) 30,400 liter

f Fuel oil A (JIS class 1, No2) 40,700 liter

g Fuel oil A (JIS class 1, No2) 25,700 liter

h Fuel oil A (JIS class 1, No2) 36,700 liter

i Fuel oil A (JIS class 1, No2) 15,500 liter

B Bid tendering date and time :

a a, b 9 : 30 A.M., October 29, 2012

b c 11 : 00 A.M., October 29, 2012

c d, e, f 1 : 30 P.M., October 29, 2012

d g, h, i 3:00 P.M., October 29, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., October 26, 2012)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月2日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第9号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

第16条第1項第2号中「運転させることにより」の次に「行う」を、「指導（）」の次に「第36条の4、第69条、第69条の2及び第77条の2を除き、」を加える。

第36条の2を次のように改める。

（講習の区分）

第36条の2 法第108条の2第1項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）

は、75歳未満講習（施行規則第38条第12項第2号の表1の項に掲げる高齢者講習をいう。以下同じ。）及び75歳以上講習（施行規則第38条第12項第2号の表2の項に掲げる高齢者講習をいう。以下同じ。）に区分して行うものとする。

第36条の2の次に次の2条を加える。

（講習の時間）

第36条の2の2 高齢者講習の講習時間は、75歳未満講習については3時間、75歳以上講習については2時間30分とする。

2 小型特殊免許のみを受けている者に対する高齢者講習の講習時間は、前項の規定にかかわらず、1時間30分とする。

（講習実施基準等）

第36条の2の3 高齢者講習の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 75歳未満講習 学科講習、運転適性指導（運転適性検査器材を用いた検査及び自動車等を運転させることにより行う検査によるものに基づく指導に限る。次号及び次条において同じ。）及び安全運転のための討議

(2) 75歳以上講習 学科講習及び運転適性指導

2 前2条及び前項に規定するもののほか、高齢者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

第36条の4第3号ア中「以下同じ」を「次号、第69条、第69条の2及び第77条の2において同じ」に改め、同条第4号ア中「運転適性に」を「運転適性指導に」に、「運転適性検査指導者資格者証」を「運転適性検査・指導者資格者証」に改め、同条第5号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であった者で、公安委員会が指定する研修を受けたもの

第36条の19を次のように改める。

（講習の区分）

第36条の19 特定任意高齢者講習は、簡易講習（講習規則第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に掲げる者に対する講習をいう。以下同じ。）及びシニア運転者講習（講習規則第2条第1項第1号の表2の項又は同条第1項第2号の表2の項に掲げる者に対する講習をいう。以下同じ。）に区分して行うものとする。

第36条の20中「の時間」を「の講習時間」に、「1時間」を「1時間以上」に、「3時間」を「3時間以上」に改め、同条に次の1項を加える。

2 シニア運転者講習のうち、講習規則第2条第1項第2号の表2の項に掲げる者に対するものの講習時間は、前項の規定にかかわらず、2時間30分以上とする。

第36条の25中「高齢者が」を「者（75歳以上の者にあつては、法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。）の結果について施行規則第29条の3第1項の式により算出した数値が零以下であるものに限る。）が」に改める。

第45条第1項中「受けようとする者は、次条第1項の規定により委託契約を行う前に」を「受けた者（以下「受託者」という。）は、」に改める。

第46条第2項中「（講習の実施の委託を受けた者をいう。以下同じ。）」を削る。

別記様式第10号の5中「の規定」を「に規定」に、

免 許 証	交付公安委員会	公 安 委 員 会		
	番 号	第	号	
	交 付 年 月 日	年 月 日		
	種 類	大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付		

を

免許証	交付公安委員会	公安委員会
	番号	第号
	交付年月日	年月日
講習区分	種類	大型・中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付
	<input type="checkbox"/> 75歳未満講習 <input type="checkbox"/> 75歳以上講習	

に改め、同様式中注2の事項を注3の事項とし、注1の事項の次に次の1事項を加える。

2 □には該当事項に✓印を付すこと。

別記様式第10号の6中「の規定」を「に規定」に改める。

別記様式第10号の8中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

別記様式第10号の10中

氏名

運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号に定める基準に適合する講習を受講します。

を

氏名

運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第1号に定める基準に適合する講習を受講します。

に、

大自二・普自二・小特・原付

を

大自二・普自二・小特・原付

講習区分

簡易講習

シニア運転者講習

に改め、同様式中注2の事項を注3の事項とし、注1の事項の次に次の1事項を加える。

2 □には該当事項に✓印を付すこと。

別記様式第10号の11中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第355号

違反者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

北海道警察本部長 園田 一 裕

違反者講習実施規程の一部を改正する規程

違反者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第87号）の一部を次のように改正する。第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 四輪車による講習において、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用することとする。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

第6条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 降雪等の悪天候により、実車による診断と指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

北海道警察本部告示第356号

原付講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

北海道警察本部長 園田 一 裕

原付講習実施規程の一部を改正する規程

原付講習実施規程（平成5年北海道警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。
第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

附 則

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

北海道警察本部告示第357号

更新時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

更新時講習実施規程の一部を改正する規程

更新時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第26号）の一部を次のように改正する。
第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

北海道警察本部告示第358号

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

高齢者講習実施規程の一部を改正する規程

高齢者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第89号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（講習実施基準）

第2条 講習の基準は、次の各号に掲げる講習の区分（以下「講習の区分」という。）に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

- (1) 規則第36条の2に規定する75歳未満講習（以下「75歳未満講習」という。） 別表第1
- (2) 規則第36条の2に規定する75歳以上講習（以下「75歳以上講習」という。） 別表第1の2

2 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、自動車等を運転させることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）の課題及び指導要領は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者 別表第2

(2) 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める表

ア 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3第1項の式により算出した数値（以下「総合点」という。）が36以上である者 別表第3

イ 総合点が零以上36未満である者 別表第4

ウ 総合点が零以下である者 別表第2

第4条第1号中「区分」の次に「及び講習の区分」を加え、同条第2号中「診断と」を削り、同条第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 指導員は、受講者の日常の運転頻度等を把握するため、実車による指導を行う前までに運転頻度等問診票（別記様式第1号）を作成し、受講者に応じた車種、運動機能に関する課題を選定するなど、指導に活用するものとする。

(4) 指導員は、受講者の日常の運転個癖等を診断し、これを踏まえた指導をするため、運転行動診断票（別記様式第1号の2）を作成するものとする。

(5) 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(6) 受講者の体調及び運転技能並びに降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。

第4条第7号及び第8号を削る。

第5条各号列記以外の部分中「自動車等の構造見本及び」を削り、同条第1号中「診断と」を削り、同条第2号中「の使用」及び「診断と」を削り、「並びに運転」を「、運転」に改め、「検査する器材」の次に「並びに水平方向の視野の範囲を測定する検査器」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「診断と」を削り、同項第4号中「小型特殊免許のみの保有者及び普通免許の審査未済」を「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条第9号、第10号、第11号及び第12号に規定する普通免許又は普通第二種免

許」に改め、「又は原動機付自転車」を削り、同条第2項中「診断と」を削り、同条第4項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の3」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 四輪車による講習において、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用することとする。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第2項中「送付書面」を「法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の結果通知書（75歳以上の者に限る。）並びに同条第3項の規定により送付された書面」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、同条第2項中「規則第48条に規定する受託者が選任する管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「講習を実施するに当たり指導員」を「指導員は、講習を実施するに当たって」に、「して行うこと」を「するものとする」に改め、同項第1号中「診断と」及び「ついて」を削り、同項第3号を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理者は、75歳以上講習を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 75歳以上講習は、原則として、認知機能検査を行う日に実施すること。
- (2) 実車による指導は、認知機能検査の結果に基づいて行われるものであるが、認知症の診断は、あくまでも専門の医師により行われるものであることから、指導に当たって認知症の診断が行われていると誤解を招かないようにすること。
- (3) 実車による指導は、その目的が、受講者に自己の記憶力及び判断力の状況を自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるよう支援していくことにあるということを十分理解した上で行うこと。
- (4) 小型特殊免許のみの保有者に対しては、実車による指導がないことから、講義及び運転適性検査器材による指導の中において認知機能検査の結果に基づいた指導を行うこと。

第16条の次に次の1条を加える。

（秘密の保持）

第16条の2 受託者は、認知機能検査の結果について守秘義務を負うことから、講習において、他の受講者に当該認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意すること。

第19条第1項各号列記以外の部分中「備え付け」を「備付け」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項ただし書を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

高齢者講習（75歳未満講習）実施基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			5分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説	5分

			明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	20分
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 	60分
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。 	60分
6 安全運転のための討議	安全運転意識の醸成	討議 教本、視聴覚教材、事故事例等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故事例の紹介やヒヤリハット体験及び実車指導時の反省点を発表させ、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ、討議させる。 ○ 事故原因となった危険行為、危険予測と回避方法等について理解させ、安 	30分

	全意識を醸成し、安全行動を指導する。	
講習時間合計 (小型特殊免許のみの保有者は1から4までの受講とし、講習時間は90分とする。)		180分

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第1の2 (第2条関係)

高齢者講習 (75歳以上講習) 実施基準

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			5分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 	5分

	(4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用についても指導する。	60分
講習時間合計 (小型特殊免許のみの保有者は1から4までの受講とし、講習時間は90分とする。)				150分

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第2 (第2条関係)

実車による指導の課題と指導要領 (75歳未満の者及び第3分類)

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通	○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢	○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。	○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知させる。 ○ 適正に顎紐を締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換 ○ 選択課題 (2課題を選択) ・段差乗り上げ	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作を同時にできるよう指導する。 ○ アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むよう指導する。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 微妙なアクセル操作と、アクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。

(2) 二輪車	<ul style="list-style-type: none"> ・車両感覚走行（S字、クランク等） ・パイロンスラローム ○ 8の字旋回 ○ 選択課題（2課題を選択） ・コーナリング ・パイロンスラローム ・目標からの制動 ○ 見通しの悪い交差点 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ 一つのこと気に奪われることなく、速度調節、ギアの選択、車体のバンク操作を同時にできるよう指導する。 ○ カーブの手前で適正速度に減速させ、カーブでふらつかないように注意しながら、カーブ後半で徐々に加速する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ タイヤロックさせないように注意させる。 ○ 制動距離にこだわらず、安全に停止するよう指導する。 ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識及び標示の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。 ○ ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解させる。 ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。 ○ 交差車両の発見が遅れる等の状 	15分程度	<p>進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<p>況等が見られた場合は、その危険性を認識させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。 								
3 記憶力・判断力に関する課題														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課題別</th> <th style="width: 25%;">課題の内容</th> <th style="width: 25%;">指導要領</th> <th style="width: 35%;">留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1207 560 1333 919"> 四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所 コース、 所要の施設等 ○ 走行距離 おおむね 800メートル ○ 所要時間 5分程度 </td> <td data-bbox="1356 560 1506 1382"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のある交差点 ○ 一時停止標識のある交差点 ○ 進路変更 </td> <td data-bbox="1529 560 1740 1469"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。 ○ 黄色信号のときは、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行する。 ○ 確実に一時停止する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。 ○ 早めに合図を出す。 ○ 後方及び側方の安全確認をする。 </td> <td data-bbox="1763 560 2103 1469"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識付ける。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。 ○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと目視で後方 </td> </tr> </tbody> </table>							課題別	課題の内容	指導要領	留意事項	四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所 コース、 所要の施設等 ○ 走行距離 おおむね 800メートル ○ 所要時間 5分程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のある交差点 ○ 一時停止標識のある交差点 ○ 進路変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。 ○ 黄色信号のときは、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行する。 ○ 確実に一時停止する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。 ○ 早めに合図を出す。 ○ 後方及び側方の安全確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識付ける。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。 ○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと目視で後方
課題別	課題の内容	指導要領	留意事項											
四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所 コース、 所要の施設等 ○ 走行距離 おおむね 800メートル ○ 所要時間 5分程度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のある交差点 ○ 一時停止標識のある交差点 ○ 進路変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。 ○ 黄色信号のときは、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行する。 ○ 確実に一時停止する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。 ○ 早めに合図を出す。 ○ 後方及び側方の安全確認をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識付ける。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。 ○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと目視で後方 											

	○ カーブ走行	○ 緩やかに進路を変更する。 ○ カーブ手前での減速を徹底させる。 ○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。 ○ 常に正しい姿勢を保つよう指導する。	及び側方の確認をすることを習慣付ける。 ○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。 ○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。
--	---------	---	--

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別表第3（第2条関係）

実車による指導の課題と指導要領（第1分類）

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通	○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢	○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。	○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知させる。 ○ 適正に顎紐を締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換	○ 一つのこと気に奪われることなく、速度調節、車両感覚、	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動

(2) 二輪車	○ 8の字旋回	安全確認、ハンドル操作を同時にできるよう指導する。 ○ 一つのこと気に奪われることなく、速度調節、ギアの選択、車体のバンク操作を同時にできるよう指導する。	により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。
(3) 四輪車、二輪車共通	○ 見通しの悪い交差点	○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識及び標示の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。	○ 交差車両の発見が遅れる等の状況等が見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通	○ 信号機のある交差点	○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。 ○ 黄色信号のときは、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。	○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。
	○ 実施場所コース、所要の施設等		
	○ 走行距離おおよそ800メートル		
	○ 所要時間15分程度		

○ 危険度観察型（ノンストップ方式） 1回目の走行で失敗しても指摘・指導せず、2回目の走行で失敗した場合はその都度指摘・指導する。	○ 一時停止標識のある交差点	○ 交差点に差し掛かったら、徐行する。 ○ 確実に一時停止する。 ○ 自転車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。	○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識付ける。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。
	○ 進路変更	○ 早めに合図を出す。 ○ 後方及び側方の安全確認をする。 ○ 緩やかに進路を変更する。	○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと目視で後方及び側方の確認をすることを習慣付ける。
	○ カーブ走行	○ カーブ手前での減速を徹底させる。 ○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。 ○ 常に正しい姿勢を保つよう指導する。	○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。 ○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係）

実車による指導の課題と指導要領（第2分類）

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通	○ シートベルト又はヘルメットの装着	○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導す	○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知させる。

○ 正しい運転姿勢	る。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。	○ 適正に顎紐を締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。
-----------	--	--

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換 ○ 選択課題（1課題を選択） ・ 段差乗り上げ ・ 車両感覚走行（S字、クランク等） ・ パイロンスラローム	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作を同時にできるよう指導する。 ○ アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むよう指導する。 ○ 速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 微妙なアクセル操作と、アクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。 ○ 速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。 ○ ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。
(2) 二輪車	○ 8の字旋回	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、ギアの選	○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させ

<p>(3) 四輪車、二輪車共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 コース、道路、所要の施設等 ○ 所要時間 10分程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選択課題 (1課題を選択) ・コーナリング ・パイロンスラローム ・目標からの制動 ○ 見通しの悪い交差点 	<p>択、車体のバンク操作を同時にできるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブの手前で適正速度に減速させ、カーブでふらつかないうちに注意しながら、カーブ後半で徐々に加速させる。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ タイヤロックさせないよう注意させる。 ○ 制動距離にこだわらず、安全に停止するよう指導する。 ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識及び標示の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解させる。 ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。 ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況等が見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。 	<p>四輪車、二輪車共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 コース、所要の施設等 ○ 走行距離 おおむね800メートル ○ 所要時間 10分程度 ○ 到達度段階型(ステップアップ方式) 課題ごとに失敗の都度指摘・指導し、成功したら次の課題へ進む方式 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のある交差点 ○ 一時停止標識のある交差点 ○ 進路変更 ○ カーブ走行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。 ○ 黄色信号のときは、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行する。 ○ 確実に一時停止する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。 ○ 早めに合図を出す。 ○ 後方及び側方の安全確認をする。 ○ 緩やかに進路を変更する。 ○ カーブ手前での減速を徹底させる。 ○ 速度が遅ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。 ○ 常に正しい姿勢を保つことを指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識付ける。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。 ○ 合図と進路変更のタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと目視で後方及び側方の確認することを習慣付ける。 ○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。 ○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。
<p>3 記憶力・判断力に関する課題</p>				<p>注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。</p>			
<p>課題別</p>	<p>課題の内容</p>	<p>指導要領</p>	<p>留意事項</p>				

別記様式第1号を別記様式第1号の3とし、別表の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号（第4条関係）

運転頻度等問診票

実施機関名（ ）

受講者名		生年月日	年	月	日生	指導員名	
------	--	------	---	---	----	------	--

1 日常の運転状況

- (1) 毎日運転している。
- (2) 時々（週 回くらい）運転している。

(3) 普段全く運転しない。

2 通常運転している車両

- (1) 大型 (2) 中型 (3) 普通 (4) 大特 (5) 大型二輪 (6) 普通二輪
- (7) 小特 (8) 原付

3 実車による指導を受ける場合に希望する車種

- (1) マニュアル車を運転したい。
(大型、中型、普通免許保有者)
- (2) オートマチック車を運転したい。
(大型、中型、普通免許保有者)
- (3) 原動機付自転車を運転したい。
(大型、中型、普通、大特、大型二輪、普通二輪免許保有者)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第1号の2（第4条関係）

運転行動診断票

実施機関名（ ）

受講者名		生年月日	年	月	日生	指導員名	
------	--	------	---	---	----	------	--

課題	項目	第3分類・ 75歳未満	第1分類・第2分類			備考
			1回目	2回目	3回目	
ある信号機交差点の	信号機手前での減速	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※信号の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※信号に従った運転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特記事項					
の一時停止のある交差点	交差点手前での徐行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※一時停止標識の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※確実な停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	停止位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※交差道路の安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	二段階停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特記事項					
進路変更	※合図の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	合図の時期	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	緩やかな進路変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特記事項					
カーブ走行	カーブ手前での減速	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※曲り具合に応じた速度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ふらつきのない運転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	正しい運転姿勢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特記事項					
講評						

- 注1 成功した項目の□に✓印を記入すること。
- 2 ※印欄は、特に重要な項目を示す。
- 3 実施できなかった（しなかった）項目については、斜線で消すこと。
- 4 75歳以上の受講者である場合には、実車指導終了後、第1分類・第2分類・第3分

類のいずれかを○で囲むこと。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第9条関係）

高齢者講習実施計画書（75歳未満講習・75歳以上講習）

年 月 日

公安委員会 殿

（受託者）

所在地

氏名又は名称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の2の規定による高齢者講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。

講習実施期間	講習場所数	講習予定人員
年 月 ~ 年 月	箇所	人

番号	講習場所	講習実施曜日	講習体制										責任者		
			講習指導員数	講習車両台数				DS数		運転適性検査器数					
				普通	大二	普二	原付	四輪	二輪	動体	夜間	操作		視野	
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													

第 曜日

注1 講習区分の75歳未満講習・75歳以上講習に○印を付け、別葉にして記載すること。

2 DSは運転シミュレーター、動体は動体視力検査器、夜間は夜間視力検査器、操作は運転操作検査器、視野は視野検査器をいう。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第3号中「高齢者講習受講者名簿」を「高齢者講習受講者名簿（75歳未満講習・75歳以上講習）」に改め、同様式注を次のように改める。

注1 講習区分の75歳未満講習・75歳以上講習に○印を付け、別葉にして記載すること。

2 規格は、A列4番横長とする。

別記様式第5号中「高齢者講習業務日誌」を「高齢者講習業務日誌（75歳未満講習・75歳以上講習）」に改め、同様式注を次のように改める。

注1 講習区分の75歳未満講習・75歳以上講習に○印を付け、別葉にして記載すること。

2 ()は、女性で内数を計上すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第6号中「高齢者講習実施結果報告書」を「高齢者講習実施結果報告書（75歳未満講習・75歳以上講習）」に改め、同様式注を次のように改める。

注1 講習区分の75歳未満講習・75歳以上講習に○印を付け、別葉にして記載すること。

2 ()は、女性で内数を計上すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第18条関係）

高齢者講習実施結果総括報告書（75歳未満講習・75歳以上講習）

年 月 日

公安委員会 殿

（受託者）

所在地

氏名又は名称

（ 月分）

予約数	人	実施回数	回	実施人員	人（ 人）
累計	人	累計	回	累計	人（ 人）

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程
 取消処分者講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第45号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 四輪車による講習において、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用することとする。

第8条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(3) 降雪等の悪天候により、運転技能診断が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。

別表3四輪車用の表第2日の部5の項中

(1) 運転適性診断書及び運転技能診断書から何が危険かを示唆する。	○ 運転適性診断書及び運転技能診断書を見せながら、自らの長所・短所を冷静にみつめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の心の動きを抑制する必要があることを指導する。
(2) 路上又は場内での訓練結果から改善されたものと、今後気をつけるべき事柄を指導する。	○ 事故を起こしたくない気持ちを心の動きとして表現する必要があることを指導する。
(3) 危険予知運転の大切さを説明する。	

を

(1) 運転適性診断書及び運転技能診断書から何が危険かを示唆する。	○ 運転適性診断書及び運転技能診断書を見せながら、自らの長所・短所を冷静にみつめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運
(2) 路上又は場内	

実施場所	予約数	実施日及び実施人員				合計
	人	日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	人
		日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	
		日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	
		日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	
		日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	
		日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	
		日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	日 人 (人)	

注1 講習区分の75歳未満講習・75歳以上講習に○印を付け、別葉にして記載すること。

2 () は、女性で内数を計上すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第9号を削る。

附 則

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

北海道警察本部告示第359号

取消処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

での訓練結果から改善されたものと、今後気をつけるべき事柄を指導する。

(3) 危険予知運転の大切さを説明する。

(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。

転時の心の動きを抑制する必要があることを指導する。

○ 事故を起こしたくない気持ちを心の動きとして表現する必要があることを指導する。

○ 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。

に改め、同表二輪車用の表第2日の

部5の項留意事項の欄を次のように改める。

- 運転適性診断書及び運転技能診断書を見せながら、自らの長所・短所を冷静にみつめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の心の動きを抑制する必要があることを指導する。
- 事故を起こしたくない気持ちを心の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。
- 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。

附 則

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

北海道警察本部告示第360号

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

停止処分者講習実施規程の一部を改正する規程

停止処分者講習実施規程（平成10年北海道警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 四輪車による講習において、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用することとする。

第7条第3号を次のように改める。

(3) 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

第7条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 降雪等の悪天候により、実車による診断と指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月2日から施行する。

北海道警察本部告示第361号

特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月2日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

特定任意高齢者講習等実施規程の一部を改正する規程

特定任意高齢者講習等実施規程（平成14年北海道警察本部告示第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、「国家公安委員会規則第4号」の次に「。以下「講習規則」という。」、
「第2条第1項第1号」の次に「及び第2号」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 簡易講習とは講習規則第2条第1項第1号の表1の項又は同条第1項第2号の表1の項に掲げる者に対する講習を、シニア運転者講習とは講習規則第2条第1項第1号の表2の項又は同条第1項第2号の表2の項に掲げる者に対する講習をいう。

第5条第2項を次のように改める。

2 シニア運転者講習における自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、自動車等を運転させることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）の課題及び指導要領は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に

掲げる表に定めるとおりとする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者 別表2

(2) 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める表

ア 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3第1項の式により算出した数値（以下「総合点」という。）が36以上である者 別表3

イ 総合点が零以上36未満である者 別表3の2

ウ 総合点が零以下である者 別表2

第7条第1号中「自動車等の運転について必要な適性に関する調査」を「実車による指導」に改め、同号に後段として次のように加える。

また、75歳未満の者に対するものと75歳以上の者に対するものとを区分して行うものとする。

第7条第2号中「診断と」を削り、同条第3号から第6号までを次のように改める。

(3) 指導員は、受講者の日常の運転頻度等を把握するため、実車による指導を行う前までに運転頻度等問診票（別記様式第1号）を作成し、受講者に応じた車種、運動機能に関する課題を選定するなど、指導に活用するものとする。

(4) 指導員は、受講者の日常の運転個癖等を診断し、これを踏まえた指導をするため、運転行動診断票（別記様式第1号の2）を作成するものとする。

(5) 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(6) 受講者の体調及び運転技能並びに降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合は、運転シミュレーターを使用するなどの措置を講ずることにより、運転操作の指導を行うものとする。

第7条第7号を削る。

第8条各号列記以外の部分中「並びに交通実態」を「並びに交通実態」に改め、「自動車等の構造見本」を削り、同条第1号中「診断と」を削り、同条第2号中「の使用」及び「診断と」を削り、「並びに運転」を「運転」に改め、「検査する器材」の次に「並びに水平方向の視野の範囲を測定する検査器（簡易講習にあっては、夜間視力の変化を測定する検査器及び水平方向の視野の範囲を測定する検査器）」を加える。

第9条第1項各号列記以外の部分中「診断と」を削り、同項第4号中「小型特殊免許のみの保有者及び普通免許の審査未済」を「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第

90号）附則第6条第9号、第10号、第11号及び第12号に規定する普通免許又は普通第二種免許」に改め、「又は原動機付自転車」を削り、同条第2項中「診断と」を削り、同条第4項中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の3」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 四輪車における講習において、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用することとする。

第11条第2項中「運転免許証」の次に「及び法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の結果通知書（75歳以上の者に限る。）」を加える。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「講習を実施するに当たり指導員」を「指導員は、講習を実施する当たって」に、「して行うこと」を「するものとする」に改め、同項第1号中「診断と」及び「ついて」を削り、同項第3号を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理者は、75歳以上の者に対して講習を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 講習は、原則として、認知機能検査を行う日に実施すること。

(2) 実車による指導は、認知機能検査の結果に基づいて行われるものであるが、認知症の診断は、あくまでも専門の医師により行われるものであることから、指導に当たって認知症の診断が行われていると誤解を招かないようにすること。

(3) 実車による指導は、その目的が、受講者に自己の記憶力及び判断力の状況を自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるよう支援していくことにあるということを十分理解した上で行うこと。

第16条の次に次の1条を加える。

（秘密の保持）

第16条の2 受託者は、認知機能検査の結果について守秘義務を負うことから、講習において、他の受講者に当該認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意すること。

第19条第1項各号列記以外の部分中「備え付け」を「備付け」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項ただし書を削る。

第22条の次に次の1条を加える。

（講習車両の特例）

第22条の2 講習において、特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用することとする。

第28条中「第16条」を「第16条第2項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同項第1号中「実車による指導」とあるのは、「実車走行」と読み替えるものとする。

第31条第1項各号列記以外の部分中「備え付け」を「備付け」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項ただし書を削る。

別表1から別表3までを次のように改める。

別表1（第5条関係）

特定任意高齢者講習実施基準

第1 簡易講習（75歳未満及び75歳以上共通）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			5分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こ		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報	5分以上

	した運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	20分以上
4 運転適性についての指導	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材	○ 運転適性検査器材により実施し（夜間視力及び視野の検査）、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
講習時間合計				60分以上

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

第2 シニア運転者講習（75歳未満）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の			5分以上

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 ○ 講師の自己紹介 ○ 受講者の点呼 ○ 講習概要及び日程の説明 ○ 受講者の心得の説明			5分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 道内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣付けられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	5分以上
3 安全運転	(1) 安全運転の基礎		○ ビデオ等の視聴覚教材を活用	20分

の知識	知識			
	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ ビデオ等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	以上
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分以上
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメットの着用について指導する。	60分以上
講習時間合計				150分以上

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表2 (第5条関係)

実車による指導の課題と指導要領 (75歳未満の者及び第3分類)

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知させる。 ○ 適正に顎紐を締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 方向変換 ○ 選択課題(2課題を選択) <ul style="list-style-type: none"> ・ 段差乗り上げ ・ 車両感覚走行(S字、クランク等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作を同時にできるよう指導する。 ○ アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むよう指導する。 ○ 速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 微妙なアクセル操作とアクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。 ○ 速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。

(2) 二輪車	<ul style="list-style-type: none"> ○ パイロンスラローム ○ 8の字旋回 ○ 選択課題(2課題を選択) <ul style="list-style-type: none"> ・ コーナリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、ギアの選択、車体のバンク操作を同時にできるよう指導する。 ○ カーブの手前で適正速度に減速させ、カーブでふらつかないように注意しながら、カーブ後半で徐々に加速する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ タイヤロックさせないよう注意させる。 ○ 制動距離にこだわらず、安全に停止するよう指導する。 ○ 見通しの悪い交差点 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解させる。 ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。 ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況等が見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水
	<ul style="list-style-type: none"> ○ パイロンスラローム ○ 目標からの制動 ○ 見通しの悪い交差点 	<ul style="list-style-type: none"> ○ パイロンスラローム ○ 目標からの制動 ○ 見通しの悪い交差点 	<ul style="list-style-type: none"> ○ パイロンスラローム ○ 目標からの制動 ○ 見通しの悪い交差点
(3) 四輪車、二輪車共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所コース、道路、所要の施設等 ○ 所要時間15分程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見通しの悪い交差点 ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識及び標示の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すな 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識及び標示の確認をするよう指導する。 ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況等が見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水

どして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。

平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所コース、所要の施設等 ○ 走行距離おむね800メートル ○ 所要時間5分程度	○ 信号機のあ る交差点	○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。 ○ 黄色信号のときは、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。	○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。
	○ 一時停止標 識のある交 差点	○ 交差点に差し掛かったら、徐行する。 ○ 確実に一時停止する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。	○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識付ける。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。
	○ 進路変更	○ 早めに合図を出す。 ○ 後方及び側方の安全確認をする。 ○ 緩やかに進路を変更する。	○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと目視で後方及び側方の確認をすることを習慣付ける。
○ カーブ走行	○ カーブ手前での減速を徹底させる。	○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導	

○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。
○ 常に正しい姿勢を保つよう指導する。

する。
○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別表3 (第5条関係)

実車による指導の課題と指導要領 (第1分類)

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通	○ シートベルト又はヘルメットの装着 ○ 正しい運転姿勢	○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 ○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。	○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知させる。 ○ 適正に顎紐を締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であることを理解させる。

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換	○ 一つのことに気を奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作を同時にできるよう指導する。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。
(2) 二輪車	○ 8の字旋回	○ 一つのことに気を	○ 連続して8の字旋回を行うこと

<p>(3) 四輪車、二輪車共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所コース、道路、所要の施設等 ○ 所要時間5分程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見通しの悪い交差点 	<p>奪われることなく、速度調節、ギアの選択、車体のバンク操作を同時にできるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識及び標示の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。 	<p>で、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交差車両の発見が遅れる等の状況等が見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。
--	---	--	--

<p>走行に失敗しても指摘・指導せず、2回目の走行で失敗した場合はその都度指摘・指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 進路変更 ○ カーブ走行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確実に一時停止する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。 ○ 早めに合図を出す。 ○ 後方及び側方の安全確認をする。 ○ 緩やかに進路を変更する。 ○ カーブ手前での減速を徹底させる。 ○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。 ○ 常に正しい姿勢を保つよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識付ける。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。 ○ 合図と進路変更の安全なタイミングを繰り返し体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと目視で後方及び側方の確認をすることを習慣付ける。 ○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。 ○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。
---	--	--

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
<p>四輪車、二輪車共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所コース、所要の施設等 ○ 走行距離おおむね800メートル ○ 所要時間15分程度 ○ 危険度観察型（ノンストップ方式）1回目の 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機のある交差点 ○ 一時停止標識のある交差点 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。 ○ 黄色信号のときは、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信号機も確認しながら走行するよう指導する。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。

別表3の次に次の1表を加える。

別表3の2（第5条関係）

実車による指導の課題と指導要領（第2分類）

1 基本課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
<p>四輪車、二輪車共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト又はヘルメットの装着 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自らのほか、助手席及び後部座席についてもシートベルトの装着が必要なことと、その正しい装着方法について指導する。 ○ ヘルメットの正しい装着について指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席のシートベルト装着が義務付けられたことを周知させる。 ○ 適正に顎紐を締めることの重要性を理解させる。 ○ 安全のためには、プロテクターを装着することも有効であること

	○ 正しい運転姿勢	○ 運転中は安定した視界を確保しつつ、緊急時には確実にブレーキをかけるために、正しい運転姿勢を保つよう指導する。	を理解させる。
--	-----------	--	---------

2 運動機能に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
(1) 四輪車	○ 方向変換 ○ 選択課題 (1課題を選択) ・段差乗り上げ ・車両感覚走行 (S字、クランク等) ・パイロンスラローム	○ 一つのことを気に奪われることなく、速度調節、車両感覚、安全確認、ハンドル操作を同時にできるよう指導する。 ○ アクセルを踏み込み過ぎないように、乗り上げたら直ちにブレーキを踏むよう指導する。 ○ 速度調節を行いながら、道路形態に合わせた走行進路に車を誘導するよう指導する。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。	○ 定められた場所に後退操作させることにより、速度調節、車両感覚、安全確認等複合的な運転行動により車両を安全に誘導する状況を把握させる。 ○ 微妙なアクセル操作と、アクセルからブレーキへのスムーズな踏み替えが難しいことを体験させる。 ○ 速度調節を行いながらハンドル操作を行うことの難しさを体験させる。 ○ ハンドル操作とペダル操作の調和の難しさを体験させる。
(2) 二輪車	○ 8の字旋回 ○ 選択課題	○ 一つのことを気に奪われることなく、速度調節、ギアを選択、車体のバンク操作を同時にできるよう指導する。	○ 連続して8の字旋回を行うことで、複合的な運転操作により車両を安全に誘導する状況を把握させる。

	(1課題を選択) ・コーナリング ・パイロンスラローム ・目標からの制動	○ カーブの手前で適正速度に減速させ、カーブでふらつかなないように注意しながら、カーブ後半で徐々に加速させる。 ○ パイロンに接触せずに、なるべく早い速度でスラローム走行を行わせる。 ○ タイヤロックさせないように注意させる。 ○ 制動距離にこだわらず、安全に停止するよう指導する。	○ カーブでの進路保持と速度調整の重要性を理解させる。 ○ バンク操作、アクセル及びブレーキ操作の調和の難しさを体験させる。 ○ 目標地点からのブレーキ操作の難しさと、制動距離を体感する。
(3) 四輪車、二輪車共通	○ 実施場所 コース、道路、必要の施設等 ○ 所要時間 10分程度	○ 見通しの悪い交差点 ○ 見通しの悪い交差点に差し掛かったときは、必ず徐行し、標識及び標示の確認をするよう指導する。 ○ 自車を少しずつ前進させながら安全確認をさせ、交差道路の状況を把握させる。 ○ 身体を前に倒すなどして、できるだけ視野を広く取り、交差道路の左右の安全を目視により確認させる。	○ 交差車両の発見が遅れる等の状況等が見られた場合は、その危険性を認識させる。 ○ 動体視力・夜間視力の低下や水平視野が狭小化している者には、視野範囲から外れた領域において刻々と変化する状況を認知できず、危険が高まることを理解させる。

3 記憶力・判断力に関する課題

課題別	課題の内容	指導要領	留意事項
四輪車、二輪車共通 ○ 実施場所 コース、	○ 信号機のある交差点	○ 信号に近づいたら速度を落とし、しっかり信号を確認することを習慣付ける。	○ 信号を確認するときは、「今の信号は青色。」などと声を出すことを勧める。 ○ 信号機が続く道路では、先の信

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年	月	日生	指導員名	
------	--	------	---	---	----	------	--

1 日常の運転状況

- (1) 毎日運転している。
- (2) 時々（週 回くらい）運転している。
- (3) 普段全く運転しない。

2 通常運転している車両

- (1) 大型 (2) 中型 (3) 普通 (4) 大特 (5) 大型二輪 (6) 普通二輪
- (7) 小特 (8) 原付

3 実車による指導を受ける場合に希望する車種

- (1) マニュアル車を運転したい。
(大型、中型、普通免許保有者)
- (2) オートマチック車を運転したい。
(大型、中型、普通免許保有者)
- (3) 原動機付自転車を運転したい。
(大型、中型、普通、大特、大型二輪、普通二輪免許保有者)

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第1号の2 (第7条関係)

運転行動診断票

<p>所要の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 走行距離 おおむね 800メートル ○ 所要時間 10分程度 ○ 到達段階型 (ステップアップ方式) 課題ごとに失敗の都度指摘・指導し、成功したら次の課題へ進む方式 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時停止標識のある交差点 ○ 進路変更 ○ カーブ走行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 黄色信号のときは、急ブレーキを踏まなければ安全に停止できない場合を除き、必ず停止することを習慣付ける。 ○ 交差点に差し掛かったら、徐行する。 ○ 確実に一時停止する。 ○ 自車を完全に停止させてから安全確認を行い、交差道路を走行する車両等の通行を妨害しないよう指導する。 ○ 早めに合図を出す。 ○ 後方及び側方の安全確認をする。 ○ 緩やかに進路を変更する。 ○ カーブ手前での減速を徹底させる。 ○ 速度が速ければ、遠心力により外に膨らむことを理解させる。 ○ 常に正しい姿勢を保つことを指導する。 	<p>号機も確認しながら走行するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、信号を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ 一点に意識が集中していると、動体視力・夜間視力の低下や水平視野の狭小化により、一時停止標識を見逃してしまうことがあることを理解させる。 ○ タイヤの回転を完全に止めることを意識付ける。 ○ 左右に偏りが生じないように確認させる。 ○ 合図と進路変更のタイミングを繰り返して体験させる。 ○ ミラーの死角を体験させた上で、運転中はミラーと目視で後方及び側方の確認をすることを習慣付ける。 ○ 見通しの悪いカーブでは、特に減速して安全を確かめるよう指導する。 ○ 蛇行運転やふらつき運転を認めた場合は、その場で「今、ふらつきましたよ。」と声を掛ける。
--	---	---	--

注 所要時間及び走行距離は、受講者一人当たりの基準を示す。
別記様式第1号を別記様式第1号の3とし、別表の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号 (第7条関係)

運転頻度等問診票

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年	月	日生	指導員名	
------	--	------	---	---	----	------	--

課題	項目	第3分類・75歳未満	第1分類・第2分類			備考
			1回目	2回目	3回目	
ある信号機のある交差点	信号機手前での減速	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※信号の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※信号に従った運転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特記事項					
の一時停止のある交差点	交差点手前での徐行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※一時停止標識の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※確実な停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	停止位置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※交差道路の安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	二段階停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
進路変更	特記事項					
	※合図の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	合図の時期	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※安全確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	緩やかな進路変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カーブ走行	特記事項					
	カーブ手前での減速	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※曲り具合に応じた速度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ふらつきのない運転	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	正しい運転姿勢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
講評						

- 注1 成功した項目の□に✓印を記入すること。
 2 ※印欄は、特に重要な項目を示す。
 3 実施できなかった(しなかった)項目については、斜線で消すこと。
 4 75歳以上の受講者である場合には、実車指導終了後、第1分類・第2分類・第3分類のいずれかを○で囲むこと。
 別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 (第10条関係)

特定任意高齢者講習実施計画書 (簡易講習・シニア運転者講習)

年 月 日

公安委員会 殿

(受託者)
所在地
氏名又は名称

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第7章の5の規定による特定任意高齢者講習を次のとおり実施することとしたので、承認願いたく計画書を提出します。

講習実施期間	講習場所数	講習予定人員
年 月 ~ 年 月	箇所	人

番号	講習場所	講習実施曜日	講習体制										責任者		
			講習指導員数	講習車両台数				DS数		運転適性検査器数					
				普通	大二	普二	原付	四輪	二輪	動体	夜間	操作		視野	
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													
		第 曜日													

注1 講習区分の簡易講習・シニア運転者講習に○印を付け、別葉にして記載すること。

2 DSは運転シミュレーター、動体は動体視力検査器、夜間は夜間視力検査器、操作は運転操作検査器、視野は視野検査器をいう。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第3号中「特定任意高齢者講習受講者名簿（簡易・シニア運転者）」を「特定任意高齢者講習受講者名簿（簡易講習（75歳未満・75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満・75歳以上）」に改め、同様式注1の事項中「簡易・シニア運転者」を「簡易講習（75歳未満・75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満・75歳以上）」に改める。

別記様式第5号中

「
 特定任意高齢者講習業務日誌（簡易・シニア運転者）
 」

を

「
 特定任意高齢者講習業務日誌
 （簡易講習（75歳未満・75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満・75歳以上））
 」

に改め、同様式注1の事項中「簡易・シニア運転者」を「簡易講習（75歳未満・75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満・75歳以上）」に改める。

別記様式第6号中

「
 特定任意高齢者講習実施結果報告書（簡易・シニア運転者）
 」

を

「
 特定任意高齢者講習実施結果報告書
 （簡易講習（75歳未満・75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満・75歳以上））
 」

に改め、同様式注1の事項中「簡易・シニア運転者」を「簡易講習（75歳未満・75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満・75歳以上）」に改める。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第18条関係）

「
 特定任意高齢者講習実施結果総括報告書
 （簡易講習（75歳未満・75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満・75歳以上））
 年 月 日
 公安委員会 殿
 」

(受託者)

所在地

氏名又は名称

(月分)

予約数	人	実施回数	回	実施人員	人 (人)
累計	人	累計	回	累計	人 (人)

実施場所	予約数	実施日及び実施人員				合計
	人	日	日	日	日	人
		人	人	人	人	
		(人)	(人)	(人)	(人)	
		日	日	日	日	
		人	人	人	人	
		(人)	(人)	(人)	(人)	
		日	日	日	日	
		人	人	人	人	
(人)	(人)	(人)	(人)			
日	日	日	日			
人	人	人	人			
(人)	(人)	(人)	(人)			
日	日	日	日			
人	人	人	人			
(人)	(人)	(人)	(人)			

注1 講習区分の簡易講習（75歳未満・75歳以上）・シニア運転者講習（75歳未満・75歳

以上)に○印を付け、別葉にして記載すること。

2 ()は、女性で内数を計上すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号 削除

附 則

この規程は、平成24年10月2日から施行する。
